

改正安衛則 第24条の13

1 機械譲渡者等による機械の危険性等の通知（改正安衛則第24条の13第1項）

労働者に危険を及ぼし、または労働者の健康障害をその使用により生ずるおそれのある機械を譲渡または貸与する者（機械譲渡者等）は、文書の交付などにより、次の①～⑤の事項（※1）をその機械の譲渡または貸与を受ける相手方の事業者へ通知するよう努めなければならない。

- ① 型式、製造番号その他機械を特定するために必要な情報
- ② 機械のうち、労働者に危険を及ぼし、またはその使用により労働者に健康障害が生ずるおそれのある箇所に関する事項
- ③ 機械に関する作業のうち、②の箇所に起因する危険または健康障害が生ずるおそれのある作業に関する事項
- ④ ③の作業ごとに生ずるおそれのある危険または健康障害のうち最も重大なものに関する事項
- ⑤ ①～④に掲げるもののほか、その他参考となる事項（※2）

留意事項

平成24年3月29日付基発第0329第7号通達

- 1 （※1） ①～⑤の事項は、「機械包括安全指針」における**残留リスク情報等**（2㉔参照）が該当する。
- 2 機械単独ではなく、複数の機械が一つのシステムとして使用される場合には、その機械システムの取りまとめを行う機械譲渡者等は、機械を組み合わせることにより新たに出現する残留リスクなどについて通知する必要がある。
- 3 中古の機械について、それまで機械を使用していた者などが機械を改造している場合は、機械譲渡者等はその内容も調査し、通知する必要がある。
- 4 （※2） 「**その他参考となる事項**」には、次の事項が含まれる。
 - 保護方策が必要となる機械の運用段階
 - 作業に必要な資格・教育（ただし必要な場合に限る）
 - 機械の使用者が実施すべき保護方策
 - 取扱説明書の参照部分

2 厚生労働大臣による指針の公表（改正安衛則第24条の13第2項）

厚生労働大臣は、相手方事業者が労働安全衛生法第28条の2第1項の調査（リスクアセスメント）等を適切・有効に実施できるよう、機械譲渡者等による前項の通知を促進するために必要な指針を公表できる。